

令和2年2月臨時会

議 案 説 明 資 料

生活環境部

令和2年2月臨時会議案説明資料目次

生活環境部

【予算関係以外】

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(3) 鳥取県営病院事業の設置等に関する 条例等の一部を改正する条例 (令和元年12月28日専決)	水環境保全課	1
	(10) 鳥取県暴走族根絶条例の一部を改正 する条例 (令和2年1月30日専決)	くらしの安心推進課	3

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (3) 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 (鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき令和元年12月28日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本会議に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 (2) 条例の改正概要 議会の同意を要する賠償責任の免除について定めた規定中引用する地方自治法の条項を改める。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、令和2年4月1日とする。</p>

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例(昭和58年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (10) 鳥取県暴走族根絶条例の一部を改正する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 鳥取県暴走族根絶条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき令和2年1月30日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本会議に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 道路運送車両法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 (2) 条例の改正概要 事業者の責務について定めた規定中引用する道路運送車両法の用語を改める。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日とする。</p>

鳥取県暴走族根絶条例の一部を改正する条例

鳥取県暴走族根絶条例（平成12年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 道路運送車両法第78条第4項に規定する自動車特定整備事業者は、県及び市町村が実施する暴走族の根絶に関する施策に協力するとともに、暴走族の活動を助長するような自動車等の改造をしないようにしなければならない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 道路運送車両法第78条第4項に規定する自動車分解整備事業者は、県及び市町村が実施する暴走族の根絶に関する施策に協力するとともに、暴走族の活動を助長するような自動車等の改造をしないようにしなければならない。</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この条例は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）の施行の日から施行する。